

令和2年度千葉県薬事審議会 議事概要

I 日時

令和3年3月5日（金）19時から20時30分まで

II 場所

Web開催（主会場：県庁1階多目的ホール）

III 出席委員（総数13名中10名）

今井委員、小野崎委員、鈴木委員、森部委員（会長）、杉浦委員、齊藤委員、早川委員、中村委員、佐藤委員、筒井委員

（順不同）

IV 議事概要

新型コロナウイルス感染症による本県の薬事行政への影響について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、事業者に対し時短等の要請を行っているが、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売を行っている事業者には、一貫して事業の継続をお願いしている。

そのうえで、薬局に対しては、十分な感染拡大措置をとった上で業務を継続していただくため、感染拡大防止支援金を支給している。

医薬品の流通等の動向については、特に昨年4月ごろの消毒用エタノールなどの不足について、県で供給希望を取りまとめるなど対応し、現在は、新型コロナウイルスの抗原検査用の体外診断薬について需給状況を注視している。

ワクチンについては、市町村が行う接種会場においては、多くの医療従事者が必要となる。千葉県薬剤師会には、市町村等から依頼があった時には薬剤師派遣の協力を、県からも依頼している。また、医薬品卸売販売業者を、地域ごとに担当を定めて、地域内での配送を一手に担っていただくことになっている。

一方、新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所の業務が逼迫しているため、薬局、医薬品販売業に対する立入検査などは、保健所長の判断で縮小して差し支えない旨を通知している。

同様に、薬務課においては、個人防護具等の医療資材の不足への対応という役割を担っているため、医薬品等の製造業、製造販売業などに対する立入検査も、件数を減らして実施している。

献血や骨髄移植の推進、薬物乱用防止については、例年であれば、街頭でパンフレットなどを配って啓発を行っているところだが、本年度は、感染防止のため実施していない。

感染が続く限り、行政の人的資源に限られる中、薬事行政については、今後も業務を縮小せざるを得ないと考えているところで、必要なことと、後回しにできることを見極め、メリハリをつけて対処していく。

(1) 協議事項

○令和3年度千葉県薬事監視指導事業計画(案)について

資料(p1)、参考資料(p1から2)により事務局から説明

《質疑》

(委員)

監視指導結果、実態把握調査の結果は毎年見ているが、適合率に変化はあるのか。

(事務局)

適合率については大きな差は生じていない。

(委員)

状況がよくなっていけばいいと思うが。監視に行けるのは一部だと思うが、適合率が上昇するのは難しいのか。

(事務局)

監視については何年に1回かの頻度になってしまうので、不適の項目が一気に改善するのは難しい。

(委員)

少しでもよくなっていけばいい。

(委員)

薬局に対する指導結果でもあるので、厳粛に受け止めたい。本来であれば、一軒ずつ薬剤師会からも言わなければならないと思っているが、難しい。例年地区別薬事講習会で話をしてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施できなかった。薬剤師会としては地域の会長を集めて話をしているところである。来年劇的によくなることはないと思われるが、会としてもできることをやっていきたい。

(委員)

保健所当たり80施設の監視で、全店舗の何パーセントにあたるのか。

(事務局)

概算で40%にあたる。

(委員)

思ったより高い監視率である。数年に1回は監視対象となる数字である。いい方向にもって行っていただければ。

(委員)

無通告査察を行うとのことだが、製造業者等について、県内で問題となるようなメーカーがあるのか。

(事務局)

当該内容については、公表していない。

→「令和3年度千葉県薬事監視指導事業計画(案)について」は異論なく承認された。

○地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について

資料（p 2 から 3）、参考資料（p 3 から 4）により事務局から説明

《質疑》

（委員）

認定薬局の絵のイメージからすると町の薬局をイメージする。家の近くにある薬局をイメージする。退院時に来てもらうイメージの絵になる。

地域連携薬局について敷地内薬局だとかかりつけ薬剤師・薬局は満たさないとと思われるので、認定はできないだろうと思うがどうか。

（事務局）

資料 3 ページの認定基準に基づき、審査する。

（委員）

厚生労働省はかかりつけ薬剤師・薬局を目指しているが、敷地内薬局は真逆なことをやっているのとらえている。敷地内薬局でも認定することになるのか。

（事務局）

門前薬局の認定については、門前についても、基準として満たしていれば認定するにあたって支障はない。

敷地内薬局についても、認定基準の審査の項目にないので、敷地内薬局だから認定しないことはない。

（委員）

敷地内薬局が認められるとすると、参考資料の絵が成り立たなくなると思われるが、認定することになるのか。

（事務局）

地域連携薬局については、地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加等の体制について審査をする。

（委員）

県としては基準に合致していれば、認定するのか。

（事務局）

その通りである。

（委員）

実施されると 8 月以降に順次認定され、1 年分の認定状況について報告されることある。

次回の薬事審議会には 8 月から審議会までに認定されたものが報告されるのか。また、2 年後以降の認定についての報告は 1 年分になるのか。

（事務局）

来年度については 8 月以降から審議会までの数を報告する。

前回報告以降の認定状況を報告することとするので、薬事審議会から次の薬事審議会までの報告となる。

→「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について」は異論なく承認された。

(2) 報告事項

○薬事審議会薬物小委員会における審議結果について

資料（p 4）、参考資料（p 5から16）により事務局から説明

《質疑》

なし

○医薬品成分を含有した健康食品の発見について

資料（p 5）、参考資料（p 17から18）により事務局から説明

《質疑》

（委員）

定性的な報告だが、定量はしているのか。

（事務局）

定量も行っている。医薬品相当量又は遥かに多い量が検出されている。

（委員）

厚労省以外に報告するのはおかしいか。消費者庁、国民生活センターへ報告していただければ、消費者としてもいいのかと思われるが。

（事務局）

県民向けにはホームページ等で公開している。報道対応で新聞等に情報提供して周知を図っている。

（委員）

いかに消費者に情報が届くかが重要。いかに的確なところに情報提供するか。

今回については販売元が県内でないということであり、国全体の問題ととらえるべき。

（委員）

発見されたものは、売られなくなっているのか。

（事務局）

購入したホームページからは削除されているのを確認している。別の業者として販売しているケースはあり得る。

（委員）

どうやって選んで購入しているのか

（事務局）

インターネット等を介して購入している。

（委員）

コロナの影響で検査数が少ないにも関わらず、発見されている。

今後もこのようなことが起こる。ぜひ品目数を維持してもらえれば。

以上で議事を終えた。

なお、事前に配布した「千葉県薬事審議会に関する意見等」（3月10日までにファクシミリ等で送付いただきたい旨を記載した）による意見は出されなかった。